

令和5年6月27日

保護者様

中学校区一貫教育校園
玉野市立荘内小・中学校
校長 小原 小百合
校長 住田 義広

学校教育活動下における SNS 利用について

日頃より、本校学校教育の推進についてご理解ご支援いただき感謝申し上げます。

さて現在、全国的に中高生の SNS による不適切な情報のアップデート事案が問題となっているところ です。

SNS 利用による個人的な運用を否定するわけではありませんが、他の生徒や教職員等の映り込んだ写真や個人名を無断でアップしたり、学校という公の場で撮影した写真を撮影者が個人の考えでアップすることは許されるものではありませんし、損害賠償が発生するケースもあります。

保護者の方が学校内で撮影されたデータは、お子さん以外が写りこんでいなくても、教室が写っていたり、行事内風景が写りこんでいると、個人の判断でネットにアップすることは違法になる場合があります。教職員が写りこんだデータを許可なくネット上にあげると教職員の肖像権の侵害となる場合もあります。これからのネット社会でのルールですので、下記の事項についてご理解いただければありがたいと思います。

記

- 1 学校は児童生徒の取組を広く広報していくべき公の機関ですが、様々な事由によりお子さんの撮影が NG である場合は、理由も含めて担任等へご連絡ください。
- 2 学校内で撮影した写真については個人的に楽しむためのものである事を認識し、SNS にアップすることは控えてください。
- 3 児童生徒はスマホ等の校内への持ち込みは原則禁止です。無断で学校に持ち込み、校内で撮影した写真を SNS にアップする事案は全国で起きていますし、盗難にあたり破損する事案もあるようです。学校では持ち込み禁止にしているため、責任を負うことはできません。
各家庭でルールに沿った指導をお願いいたします。